

松江市告示第 91 号

松江市風しん予防接種費用助成事業実施要綱（平成 25 年松江市告示第 330 号）の一部を次のように改正する。

令和 5 年 3 月 27 日

松江市長 上 定 昭 仁

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(対象となる予防接種) 第 3 条 略 (1) 略 (2) <u>令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの間</u> に受けた予防接種であること。	(対象となる予防接種) 第 3 条 略 (1) 略 (2) <u>令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの間</u> に受けた予防接種であること。

附 則

この告示は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。